

第58回規制改革会議終了後記者会見録

- 1．日時：平成28年2月10日（水）17:45～18:12
- 2．場所：中央合同庁舎第4号館1階共用120会議室

司会 それでは、定刻となりましたので、本日、先ほどまで開催されておりました第58回規制改革会議の様につきまして、議長からのブリーフィングを始めたいと思います。

本日は印刷の関係で、ホチキスどめの資料に加えまして1枚のペラ、フォローアップ対象件数についてというものを配らせていただいておりますので、御確認いただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

岡議長 それでは、本日の第58回規制改革会議の報告をさせていただきます。

本日は五つの議題がございました。一つ目が「老朽化マンションの建替え等の促進」。これは重点フォローアップ案件の一つでございます。二つ目が「通訳案内士制度の見直し」、三つ目が「規制改革実施計画の今期におけるフォローアップ」、四つ目が「地方版規制改革会議」、最後に「規制レビュー」という五つございました。

最初の議題であります「老朽化マンションの建替え等の促進」につきましては、国交省から配付された資料1 - 2の5ページを見ていただいたら非常に分かりやすいと思います。

このテーマでは、規制改革会議から過去2度にわたって答申しているわけですが、1度目は、平成25年6月の答申に基づき閣議決定された実施計画に沿い、平成26年に耐震性不足マンションを対象に、「マンション敷地売却制度」と「容積率緩和特例」というセットで改革案が国交省から出されたわけがあります。これによって、従前であれば、区分所有者等の全員の同意がないと売却できなかったものが5分の4以上の賛成で売却できるようになるとともに、容積率緩和によって一括売却をよりしやすくするというところでございます。今日の説明では、この新しい制度に基づいた第1号案件が現在、法手続中であり、国交省としては、今後これがどんどん進んでいくことを期待したいというお話でした。

2度目は、昨年6月の第3期答申に基づく実施計画に沿った、老朽化した団地型マンション、いわゆる「住宅団地」の建替えがよりスムーズにできるようにというのですが、本件につきましては、正にこれから法案を提出する段階まで来たということで、今日はその内容について説明いただきました。

資料1 - 2の2ページ「住宅団地の再生」に書いてあるとおり、従前であれば、複数棟の団地の土地が共有の場合には、共有者全員が一人の組合員とみなされてしまうため、共有者全員の同意がなければ建替え等ができなかったわけですが、今回の法改正で、市街地再開発事業という枠組みの中で各共有者をそれぞれ一人の組合員として扱うことに

よって、3分の2以上の合意があればそれができるようになりますという内容であります。これによって、老朽化した団地の建替えがかなり進むのではないだろうかという御説明をいただきました。今日は法務省にも来ていたわけでありますが、国交省、法務省ともに、老朽化マンションの建替えについて前向きに取組を進めてきていることは評価できるのではないかという意見が何人かの委員の御発言の中にございました。

あとはこれが実際の成果につながるような形にしてほしいという意味で、特にこの法案が成立した暁には、各地方自治体に対して市街地再開発事業を積極的に進めていくようなアプローチをしていくのですかという質問に対しては、国交省からは、そのように進めていきたい。場合によっては、各自治体に対して市街地再開発事業を推進するガイドライン的なものも考えたいという御説明がございました。

なお、「住宅団地」という言い方になっていますが、市街地再開発事業と認定されれば、単棟、すなわち1棟建てのマンションでも、複数棟の団地型マンションでも、どちらでも適用されるということを確認いたしております。私どもとしては、早くこの法律が成立し、施行されて、具体的にそういう動きが出てくることを大いに期待したいと思った次第であります。

私どもとしては、ここまできたので、正に「今後の課題」ではありますが、老朽化マンション、昭和56年以前の旧耐震基準のマンションが106万戸もある。内訳は単棟マンションと団地型マンションが半々らしいですが、市街地再開発事業の認定を受けられないマンションは今のまま何も変わらないということであるわけですが、毎年毎年、どんどん古くなっていく。しかも旧耐震だと。このテーマについては、市街地再開発事業に限定されることなく、防災の観点からも、区分所有法の見直しも含めて是非検討していただく必要があるのではないかということは意見として申し上げました。

これに対して、資料1 - 2の5ページの一番下に「今後の課題」に極めて抽象的な表現ではありますが、国交省もそのような問題意識を持っているということは我々も認識しておりますので、この市街地再開発事業という形ができた後は、安全、安心という観点から、是非もう一步進めていっていただけないだろうかという願いをいたしました。

もう一つ、ある委員から、区分所有法の制約があるという現状は分かるけれども、これから建つ、新築マンションからは「5分の4」ではなくて「3分の2」を適用することについて、是非検討してほしいという意見もありました。法務省からは「分かりました」ということになっていませんが、そういう切り口の意見も出たことも御紹介しておきます。

議題の1についての私からの説明は以上でございます。

今日の二つ目の議題は「通訳案内士制度の見直し」でございまして、本日は通訳案内士の5団体をお招きし、それぞれの代表者のお話を聴かせていただきました。

私ども委員の多くが感じたことは、通訳案内士の皆様が高い志を持って、大変な勉強をされて、日本国のため、あるいは海外から来る観光客に満足していただくようなサービス

を提供していることについて、高いプライドを持っておられるということだったと思います。ただ、そのことと業務独占でなければならないという点については、まだ納得、理解が十分できない。もっと言うと、今日のお話を伺った上でも、業務独占である必要性は特にはないのではないかという意見が多く委員から出されました。

本日はそれで結論が出たということではないわけですが、最後に私から、各団体の皆さんには、大変高い志で、高いプライドで、お国のため、海外から来る方々に対して、大変専門性の高い御説明をしながら、リピーターになっていただく、正しく日本を理解してもらおうという形でやっていただいていることについては、我々としては敬意を表します。しかしながら、業務独占であるというところについては、引き続き我々としては検討を深めていきたいという形で閉めさせていただきました。

三つ目の議題は、「規制改革実施計画の今期のフォローアップについて」であります。基本的には前期と大きく変わっておりません。その結果、どういう案件をフォローアップしていくのかについては、お手元に追加でお配りしたペーパーに記載のとおりでございます。

まず、昨年6月に閣議決定された27年度実施計画に基づく183件は全てフォローアップしていこうと、そのうち重点的フォローアップ事項が77件。さらに、25年度と26年度の実施計画の案件と「タクシー意見書」を合わせて396項目あったわけですが、このうち今までに「措置済」となったものが307件ございます。そのブレイクダウンとして「解決」「要フォローアップ継続」「要改善」と書いてある事項については、引き続きフォローアップしていこうと。言うまでもなく「措置済でないもの」は当然フォローアップしていくわけですので、合計296件をこれからフォローアップしていくことが今日の会議で確認され、委員の皆さんからも御同意をいただきました。

四つ目の議題が「地方版規制改革会議について」でございます。資料4に記載のとおり、2月9日時点で606の自治体から回答をいただいております。このうち「是非設置を検討したい」という回答をいただいたのは、茨城、神奈川、静岡、長野、徳島の5県と前橋市と山梨県富士川町の7つの自治体でございます。それから「さらに詳細を確認した上で、設置の可否を検討したい。まだ検討中」という自治体が315でございます。

以前にも申し上げましたように、私どもとしては、地方版規制改革会議の設置を強要するものではございません。飽くまでも自治体の主体的かつ自発的な結論を尊重するということですので、この7つの自治体には、何か私どもがお役に立つことがあればというような形でのコンタクトしていきたいと考えております。

また「まだ検討中」のところについても、場合によっては、こちらからコンタクトして、検討状況をお聴きすることもあるかもしれませんが、我々の基本姿勢としては、検討結果をお待ちしているということになるかと思います。本件については以上でございます。

最後に規制レビューでございます。お手元に資料5 - 1記載のとおり、前回の報告から今日までの間に、新たにレビューシートが出てきたものがトータルで10件ございます。ホットライン関係で7件と規制改革会議の審議事項に関する規制が3件。その中身は別紙に書いてあるということでございます。

私の方からの説明はとりあえず以上で、これから皆様の御質問にお答えしたいと思しますので、よろしく申し上げます。

記者 2番の通訳案内士制度の見直しについてなのですが、具体的に通訳案内士の5団体の方々の主張としては、こういった主張があったのでしょうか。

岡議長 まず、専門性です。大変高い専門性を持っていますと。試験の例題も資料に載っていますけれども、大変難しい試験をパスして資格をとっているということで、専門的な知識というのが1番だったと思います。もちろん外国語がしゃべれるというのは言うまでもないわけでありましてけれども、日本という国を説明する専門的な知識を自分たちは所有している。これが大変大きなものでございます。

もう一つ強調されたことについては「安全」なガイドをすること。「安全」の例としておっしゃっていたのは、食物アレルギーのある方に対してもきちんと対応するという意味、あるいは乗り物と一緒に動いていくときの安全。そういった「安全」というものに対して自分たちはしっかり対応していますと。ただ、これについては、その後の意見交換の中で、実際に何かあったときに責任を取る形になっているのですかという質問。また観光庁に対して、通訳案内士が法律的に責任を取るような関係になっているのですかという質問が委員から出されたわけですがけれども、それに対しては、観光庁は法的な責任は一切ないと。団体の方々も責任を取ることはなっていないと。要は、そういう事態が起きないように、未然に防ぐためのいろいろな勉強をしておりますという説明がやりとりの結果出てきたわけですが、前半の御説明の中では専門的な知識に加えて、この「安全に対する配慮」をかなり強調しておられたと思います。ほかにもいくつかおっしゃっていたけれども、言葉ができること、大変高い専門的な知識を身につけていること、さらに安全に対する配慮といいますが、未然に防ぐことに心がけていること。この三つを非常に強く感じました。

司会 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、その他でございますでしょうか。

岡議長 5団体の資料も配付されていますね。私の今の説明だけでは、団体の皆さんの御意見を説明できていない部分があるといけないので、是非資料も参照していただければありがたいと思います。

司会 それでは、その他でございますでしょうか。

記者 今の通訳案内士のことに関連してなのですが、業務独占であることへの理解、納得は余りできなかったということをおっしゃっていましたが、どういふところが逆にあれば業務独占として納得できるものだと議長初め、皆さんはお考えなのでは

うか。

岡議長 前回の会議で1回やって、今日は2回目なのですけれども、委員の皆さんの多くは、業務独占にしなければならないという必要性が分からない。今日も団体の方に対してそういう質問が出ましたけれども、例えば、調理師などは業務独占になっていませんねと。資格を持っている人もいれば、そうでない人もいるという形で、必ずしも業務独占でなければ、海外から来た方に対して、先ほど言ったような観光案内ができないということではないのではないかとということで、今日の説明を聞いても、業務独占の必要性についての理解はまだ十分できないという意見が多かったと思います。

先ほど私が申し上げたように、そういう委員の方々の多くは、今日の話で、通訳案内士をやられている方々の志の高さとか情熱とか専門性に対しては敬意を表します、評価します。しかし、だからといって業務独占であらねばならないということについての納得といえますか、理解はまだ十分できていない。こういう感じだったと思います。

司会 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、その他ございますでしょうか。

記者 今に関連してですけれども、ざっと資料を見たところで、ガイドが不足しているという資料もあって、彼らからすると不足なんかしていない、そういう意見もあるようですが、実際として団体のどこかから定量的に何人いて、どれだけの需要があってとか、あるいはこれだけ足りない、これだけ足りているというデータは示されたのでしょうか。

岡議長 それはございませんが、団体さんから出されたデータの中にもありますけれども、昨年500万人もの中国人が来たが、通訳案内士の言語別内訳を見ると66%が英語の通訳ですねという形で、頭数だけではなく、語学も含めていくと、これだけ急増した外国人観光客に対して十分対応し切れていないのではないですかということに対して、「いや、不足していません」という説明はいただきましたけれども、ちょっとすれ違いの議論のなったのかなと思います。

たまたま、通訳案内士の試験の結果が出たらしいのですけれども、今日また二千何百名の新しい資格者が出ましたと団体さんから御説明がありました。

今の件で何か補足することがあったら、事務局お願いします。

事務局 新しく合格された方は2,100人と述べてました。今年も2,100人の合格者が出て、今までにも通訳案内士として1万9,000人登録されているということで、通訳案内士は足りていると考える旨の説明がありました。

岡議長 繰り返しになりますけれども、これからますます増えていくであろう外国から来る観光客に対して、通訳案内士という資格を持っている人だけで十分対応し切れるのかどうかという数の問題と、もう一つ、どういう案内を期待しているのかという、ユーザー側のニーズも多様化しているということも考え合わせていくと、そういう資格を持った高い志でやっていただく案内士を否定するなどという意見は全然ないわけで、それはそれで

敬意を表するとか、評価するという言葉の方が多かったわけです。

だからといって、独占である必要がどうしても分からない。それに対して団体さんから御説明があったのは、もしも通訳案内士の業務独占を外してしまったら、多くの資格を持っていない人がサービスを提供するような形になると、競争が激しくなって、収入も減ってしまうとかいう問題になってくると、今度は資格を取ろうという人も減ってしまう。そうすると、この資格制度そのものにまで影響を及ぼしかねないという御心配の意見がありました。そのところがこれから我々が検討を進めていく上でも一つの論点になるのかなという感じはいたしました。

司会 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、その他御質問ございますでしょうか。

岡議長 議題1の質問が全然出なかったので、あえて申し上げたいのですが、私は、規制改革は各省庁が主体的にやったらいいと思っているのだけれども、そうは言ってもなかなかすぐそうならない中で、しっかりやっていたところは評価していいのではないかといいことは毎回申し上げているとおりであります。

今回のものも、全員の同意が必要な案件を3分の2の同意でいいようなスキームを考えて、それをこれから法案化しようとしている、この姿勢は評価してもいいのかなと私は思います。その先には、これから5年10年たっていったら、昭和56年以前の旧耐震基準で立ったマンションがどんどん年をとっていく。そういう中でさらなる建替えがしやすくなるようなこともこれから考えていかなければいけないのではないかと私は思っております。今日の国交省の説明資料の最後のページの「今後の課題」でそういうことをにおわすような表現があったので、私は「是非頼みます」ということを申し上げた。この点についても、是非メディアの皆さんもできたら評価をしていただいたらいいのかなと思います。

これは私からの意見であります。

以上です。

司会 それでは、本日の記者会見は以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。